〇文部科学省令第二十二号

学 校 教 育 法 (昭 和二十二年法律第二十六号) 第三条の 規定に基づき、 大学設 置基 準及び 大学院設 置 基 準 \mathcal{O}

部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

文部科学大臣 林 芳正

大学設置基準及び大学院設置基準の一部を改正する省令

(大学設置基準の一部改正)

第

条 大学 設置 基準 (昭和三十一年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次 0) 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 破 線 で 囲 W だ 部 分をこれ に 対応する改 Ē 後 欄 に 掲 げ る規 定 \mathcal{O} 破

線で 囲 んだ 部分の ように改め、 改正 前 欄 及 び 改 正 後欄に対応して掲げるその 標記 部分に二重 一傍線 を付 した

規定 (以 下 「対象 規 定 という。 は、 改 Ē 前 欄 に 撂 げげ る対 象 規定 を 改正 後 欄 に 掲 げげ る対 象 規定とし て移

動 改 正 後欄 に 掲 げ る 対象規 定で 改正 前 欄 にこれ に対応する Ł \mathcal{O} を掲げて 1 な 7 ŧ 0 は、 これ を 加 プえる。

(工学に関する学部の教育課程)という。)を編成することができ野の連続性に配慮した教育の連続性に配慮した教育課程(以下「工学分礎とする大学院の研究科を設けるものは、当該学部における教育及び礎とする大学院の研究科を設ける大学であつて当該学部を基本の連続という。)を編成することができる。	第十一章 工学に関する学部の教育課程等に関する特例	(専任教員数) 「専任教員数) 「専任教員数) 「専任教員数) 「中任教員数) 「中任教員数) 「中任教員数) 「中任教員数) 「中任教員数) 「中任教員数) 「中任教員数) 「中任教員数) 「中任教員数)	[略]	第十三章 雑則(第五十七条―第六十条)第十二章 国際連携学科に関する特例(第五十条―第五十六条)の二―第四十九条の四) の二―第四十九条の四)	[略]	改 正 後
	[一章三条を加える。]	(専任教員数) (専任教員数) (専任教員数)	[略]	第十二章 雑則(第五十七条―第六十条)第十一章 国際連携学科に関する特例(第五十条―第五十六条)第十章 共同教育課程に関する特例(第四十三条―第四十九条)	[略]	改正前

(工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置)

る。 成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。 は \mathcal{O} に必要な専任教員として 経験を有し、 前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場 この場合にお 年につき六単位以上の授業科目を担当し、 第十三条に規定する数の専任教員に加え、 か いて、 高 当該教員が専任教員以外の者である場合に 度の実務の 専攻分野におけるおおむね五年以上の実務 能力を有する者を置くものとす 当該授業科目の実施 か 教育課程の編

(課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数)

員に応じて四○○人につき教員三人の割合により算出される数の教容定員が同表の中欄に定める数を超える場合は、その超える収容定で組織する場合の専任教員数の表の下欄に定める教員数とする。収当該学部が一の専攻分野のみを有する場合 別表第一イの一学科

表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は	第十三章 雑則	第十二章 国際連携学科に関する特例	□ 当該学部が二以上の専攻分野の数を乗じた数の教員を増加するものとすの学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数の表の下欄に定める教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同表の中欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同表の中欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同表の中欄に定める数に専攻分野を有する場合 別表第一イの二以上の追される数に専攻分野を有する場合 別表第一イの二以上
体に付した傍線は注記である。	第十二章 雑則	第十一章 国際連携学科に関する特例	

(大学院設置基準の一部改正)

第二条 大学 院 設 置 基 準 (昭 和 四十 九 年文部省令第二十八号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

次 **の** 表により、 改正 前 欄 に掲げる規定 の傍線を付し又は破線 で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に

掲げる 規定 \mathcal{O} 傍線 を付 L 又 は破 線 で 囲 λ だ 部 : 分のように改 め、 改正 前 欄 に 掲げ る対象 規定を改 Ē 後 欄 に 掲

げ Ś 対象規定とし て移る 動 し、 改正 後欄 に 掲げ る対象規定で 改正. 前欄にこれに対応するものを掲げてい ない

ものは、これを加える。

	<u> </u>			
(工学を専攻する研究科の教育課程の編成) 第十一章 工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例	ー・二 [略] に定める数置くものとする。 組織にあつては、当該研究科以外の基本組織)に、文部科学大臣が別 組織にあつては、当該研究科以外の基本組織)に、文部科学大臣が別 に定める数置くものとする。	3 [略] (研究科以外の基本組織) (研究科以外の基本組織)	[略] 下では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	改正後
[一章二条を加える。]	一・二 [略] 数置くものとする。 数置くものとする。 事攻ごとに、文部科学大臣が別に定める がる資格を有する教員を、再攻ごとに、文部科学大臣が別に定める	3 [略] (研究科以外の基本組織)	[略] [略] [略] [略]	改正前

第三十四条の二 ことができる。 る教育及び当該研究科における教育の つて当該研究科の基礎となる学部を設けるものは、 「工学分野の 工学を専攻する研究科を設ける大学院を置く大学であ 連続性に配慮した教育課程」という。 連続性に配慮した教育課程 当該学部におけ を編成する

2 授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。 能力を修得するとともに、 ことができるよう、 1該教育課程を履修する学生が工学に関する高度の専門的知識及び |学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学の大学院は、 工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による 当該大学院における工学を専攻する研究科にお 工学に関連する分野の基礎的素養を培う

(工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置)

2 外の者である場合は、 を有し、 以外の研究科における教員をもって充てることができるものとする。 と認められる場合には、 当該教員については、 業科目の実施に必要な教員を置くものとする。 科目を開設する場合は、 任を担うこととする。 の場合において、 要な教員として、 一十四条の三 つ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責 前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場 第九条に規定する数の教員に加え、 かつ、 前条第一 高度の実務の能力を有する者を置くものとする。 当該教員が第九条により置くこととされる教員以 専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験 大学院における教育研究の遂行に支障がない 一項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業 年につき四単位以上の授業科目を担当し 当該大学院における工学を専攻する研究科 第九条に規定する数の教員に加え、 当該授業科目の実施に必 この場合において 当該授

第十二章 国際連携専攻に関する特例

第十三章 雑則

第十一章

国際連携専攻に関する特例

第十二章

雑則

施 行 期 日

 \mathcal{O} 省 一令は、 公布の日か ら施行する。 ただし、 附則第三項 の規定は、 平成三十一年四 月一日

カ

ら施行す

る。

1

2

(課 程 を設 ける工学に関する学部 に係 :る専! 任 教員 \mathcal{O} 数に 関 する経過措 置)

 \mathcal{O} 省 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際、 現 に 設 設置され てい る大学の 大学設置 基 準 第 五. 条 \mathcal{O} 規 定 に . 基づ き学科に代えて課程

を設 け る 工 学 に 関 す る学 部 に 係 る 専 任 教 員 \mathcal{O} 数 に 9 1 て は 当 分 \mathcal{O} 間 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よることが できる。

(大学 ,設置基 準 及 Ţ 短 期 大学 :設置: 基 準 \mathcal{O} 部 を改正、 する省令の 部 改正)

3 大学 設 置 基 準 及 び 短 期 大学 設 置 基 準 \mathcal{O} 部を改正 する省令 (平成三十年文部科学省令第一 号) 0 部を

次 のよ うに改正する。

第九章 事務組織等 (第四十一 条 第四 第九章 事 務組織等 (第四· 十一 第四

 第 九 章					表中			
事務組織等(第四十一条—第四十二	第十三章 雑則(第五十七条—第六十条)	十条——第五十六条)	第十二章 国際連携学科に関する特例(第五	十三条—第四十九条)	第十一章 共同教育課程に関する特例(第四	条の四―第四十二条の十三)	第十章 専門職学科に関する特例(第四十二	条の三)
第九章 事務組織等(第四十一条—第四十二	第十二章 雑則(第五十七条—第六十条)	 十条——第五十六条)	第十一章 国際連携学科に関する特例(第五		- 第十章 共同教育課程に関する特例(第四十 -			条の三)

を

第十三章 雑則(第五十七条—第六十条)	第十四章 雑則(第五十七条—第六十条)	
	十条—第五十六条)	
第十二章 国際連携学科に関する特例(第五	第十三章 国際連携学科に関する特例(第五)	<i>!::</i>
十九条の四)	十九条の四)	
する特例(第四十九条の二―第四	する特例(第四十九条の二―第四	
第十一章 工学に関する学部の教育課程に関	第十二章 工学に関する学部の教育課程に関	<i>b</i> .
三条—第四十九条)	十三条—第四十九条)	
- 第十章 共同教育課程に関する特例(第四十二)	第十一章 共同教育課程に関する特例(第四:	<i>\times</i>
	条の四―第四十二条の十三)	
	第十章 専門職学科に関する特例(第四十二	<i>荣</i>
	条の三)	

に、

_	\neg
第十三章	
雑 則	
第十二章	
雑則	
- を -	_
第十四章	
雑則	
第十二章	
雑則	
- に 改 め る。	